障がい者(児)支援テキスト (簡易版)



目次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・ 2
障がい者サービスの仕組み ·····・・ 3
障がい者とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
障がい者総合支援法によるシステム ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
サービス利用までの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ /
制度の谷間を無くし、尊厳をまもるために ・・・・・・・・・・・・・・・ 5
大人と児童では法律も内容も違う ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
利用者の負担と軽減措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
共生社会の実現のために ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
障害者虐待防止法について ······ 9
障害者権利条約について ・・・・・・・・・・・・・・・ 1(
障害者差別解消法について ・・・・・・・・・・・・・・・ 1(
【参考資料】
20歳以上施設入所者等の医療型個別減免例 ・・・・・・・・・・ 17
20歳以上施設入所者の補足給付例 ・・・・・・・・・・・・ 1~
20歳未満施設入所者等の医療型個別減免例(障がい児)・・・・・・・ 17
福祉型障害児入所支援施設入所者の補足給付例 ・・・・・・・・・ 12
障害児通所支援利用者の負担軽減 ・・・・・・・・・・・・・・・ 12
高額障害福祉サービス費(世帯単位の軽減措置)の例 ・・・・・・・・・ 13

【はじめに】

障がい者への福祉サービス基本的な部分は、地域社会における共生の実現に向けての理念のもと、「障害者総合支援法」に規定されており、この法によって障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図ります。

もともと障害保健福祉施策は 2003 年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により充実が図られました。しかし、①身体・知的・精神という障害種別ごとで分かりにくく使いにくい、②サービスの提供において地方公共団体間の格差が大きい、③費用負担の財源を確保することが困難などの理由により、2006 年度からは障害者自立支援法が施行されました。

その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害者(児)を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障害児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、2013 年 4 月に障害者総合支援法に法律の題名も変更されて施行されました。また、2018 年 4 月の改正により、障がい者自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われ、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。このテキストは、この流れを踏まえ、適切に障がい者(児)支援ができるよう、役立てて頂きたいと思います。

障がい者サービスの仕組み

- ●障害者の定義を理解し、障害者総合支援法の対象範囲を知る
- ●障害者総合支援法では必要な支援の度合いを測り、合わせたサービスを利用
- ●サービス利用までの流れを把握し、スムーズな利用につなげる

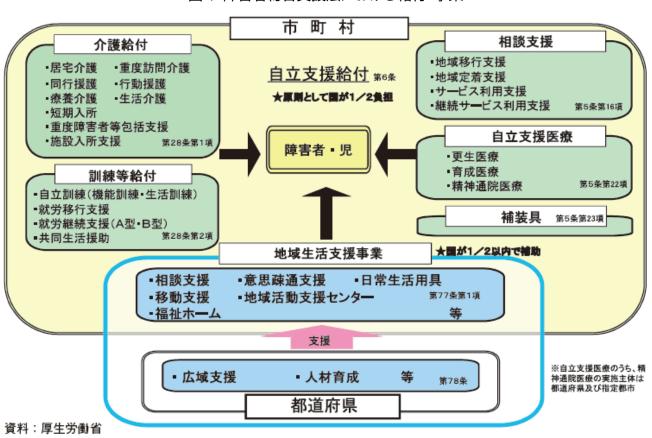
● 障がい者とは

「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の 心身の機能の障害があるものであって、障害及 び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生 活に相当な制限を受ける状態にあるものをいい ます(改正後障害者基本法2条1号)。また、児童 福祉法第4条第2項に規定する障害児および精 神障害者のうち18歳未満である者を「障害児」 としています。下記に述べる障害者総合支援法が 対象とする障がい者の範囲は、身体障害者、知的 障害者、精神障害者(発達障害を含む)に加え、制 度の谷間となって支援の充実が求められていた 難病等としています。

● 障害者総合支援法によるシステム

障害者総合支援法は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害自立支援法を改正する形で創設されました。法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じです。80項目に及ぶ調査を行い、その人に必要な支援の度合い(「障害支援区分」)を測り、その度合いに応じたサービスが利用できるようになっています。その支援の概要は図1のとおりです。

図1 障害者総合支援法における給付・事業



「障害福祉サービス」は勘案すべき事項(障害 の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの 利用に関する意向など)及びサービス等利用計画 案を踏まえ、ここに支給決定が行われる「障害福 祉サービス」「地域相談支援」を市町村等の創意 工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟 にサービスを行う「地域生活支援事業」に大別さ れます。サービスは、介護の支援を受ける場合に は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓 練等給付」に位置付けられます。

● サービス利用までの流れ

サービス利用までの流れは以下のとおりです (図2)。

- ①サービス利用を希望する方は、市町村の窓 口に申請し障害支援区分の認定を受けます。
- ②市町村は、サービスの利用申請をした方に 「指定特定相談支援事業者」が作成する「サー ビス等利用計画案」の提出を求めます。
- ③市町村は、提出された計画案や勘案すべき 事項を踏まえ、支給決定します。
- ④「指定特定相談支援事業者」は支給決定され た後にサービス担当者会議を開催します。

⑤サービス事業者等との連絡調整を行い、実 際に利用する「サービス等利用計画」を作成し まう。

⑥サービス利用が開始されます。

また、サービス等の利用状況の検証と計画の見 直しのために一定期間を定めて「モニタリング」が 実施されます。モニタリング実施期間は、利用者 の状況や利用しているサービスの内容等によっ て市町村が定める期間ごとに行われ、少なくとも 6か月に1回以上は実施されます。

新規または変更によりサービスの種類、内容、 量に著しく変更があった場合は、利用開始から 3 か月経過するまでは1か月ごとのモニタリングが 標準とされています。また、在宅福祉サービスの 利用者については、障害者支援施設からの対処 等に伴い、一定期間集中的に支援を行うことが 必要である利用者や、単身世帯に属している利 用者などについては、1 か月ごとのモニタリング を標準としており、この標準機間を勘案して、市 町村が必要と定める期間でモニタリングが実施 されます。

支給決定時から -定期間ごとの ケアマネジンメントを実施 モニタリング 介護給付 支給決定後のサー 利用計画案の作成サービス等 受付 利用計 利用計 ビス利用 シス担当 議当 申 画 Ľ 訓練等給付 ス等

図2 支給決定プロセス

制度の谷間を無くし、尊厳をまもるために

- ●利用するサービスによって位置づけが違い、大人と児童では体系・内容も違う
- ●利用者負担に応じて様々な軽減措置や補足給付が行われる
- ●障がい児や高齢障がい者の利用負担は少し軽減の仕組みが違う

● 大人と児童では体系も内容も違う

障害福祉サービスは、勘案すべき事項(障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等)及びサービス等利用計画案を踏まえ、ここに支給決定が行われる「障害福祉サービス」「地域相談支援」と市町村等の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大別されます(4ページ図1)。

サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用のプロセスが異なります。その内容は表1のとおりです。

入所施設のサービスを昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。利用者一人ひとりの個別支援計画を作成して、利用目的にかなったサービスが提供されます(図3)。

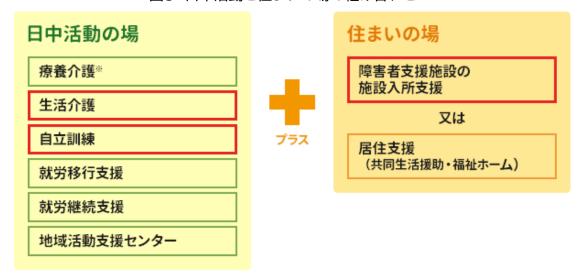
障がい児を対象とするサービスは、都道府県における「障害児入所支援」、市町村における「障害児通所支援」があります。障害児通所支援を利用する保護者は、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます(表2)。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。また、一部、障害者総

表1 障害福祉サービス等の体系

				次1 停音価値グ ころもの仲示
訪		居宅介護(ホームヘルプ)	. 见	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護		重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う
問系	Ω	同行援護	児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護	. 见	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
	護給付	重度障害者等包括支援	P	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
	付	短期入所(ショートステイ) (者		自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
日中) 児	
活動		/ 療養介護		医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
緊		生活介護		常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設		施設入所支援		施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
桑	_	新規		
居住		自立生活援助)	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握 し、必要な支援を行う
支援系	訓練等	共同生活援助 (グループホーム) 者		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
		自立訓練(機能訓練)		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
訓練系・就労系		自立訓練(生活訓練)		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
	給	就労移行支援)	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	付	就労継続支援(A型))	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援(B型))	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
-11		新規		
		就労定着支援)	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う
		## at 🙆 . Utrishthe		

(注)表中の「😝 」は「障害者」、「 🐶」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。

図3 日中活動と住まいの場の組み合わせ



※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

表2 障害児を対象としたサービス

	支援	支援の内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への 適応訓練、その他の必要な支援を行うもの
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への 適応訓練、その他の必要な支援及び治療を行うもの
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、 社会との交流の促進その他の必要な支援を行うもの
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある児童の居宅を訪問し て発達支援を行うもの
	保育所等訪問支援	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害のある児童に対して、 集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行うもの
障害児入所	福祉型障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独 立自活に必要な知識技能の付与を行うもの
援汽所	医療型障害児入所施設	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導、独立 自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うもの

合支援に基づくサービスを利用することも可能 です(表 1)。

● 利用者の負担と軽減措置

利用者負担はサービス料と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担(応能負担)とされています。利用者負担の仕組みの概略を図4に示します。

①利用者負担の負担上限月額設定(表3) 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応 じて次の4区分の負担上限月額が設定され、 ひと月に利用したサービス料にかかわらず、それ以上の負担は生じません。(※一般1では20歳以上の入所施設利用者、グループホーム利用者を除きます)

表3 所得に応じた上限負担

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得	市町村民税非課税世帯	0円
一般 1	市町村民税課税世帯※	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

図4 利用者負担の仕組み

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム 利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	就労定着支援・ 自立生活援助利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利用者 (入所)	
			①利用者負担	の負担上限月額設定	(所得段階別)			
							②医療型	
		⑧高額 障	i害福祉サービス費([·]	世帯での所得段階別負	担上限)		個別減免	
自己負担			事業主の負担 による就労継 続支援A型事 業の減免措置				(医療、食事療養費と合わせ、 上限額を設定)	
		⑦生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)						
			9高齢障がい	者の利用負担				
食費・光熱水費等	③補足給付 (食費・光熱水費 負担を減免)	食費や居住費に ついては実費負 担ですが、通所 施設(事業)を 利用した場合に は食費の人件費 による軽減措置	⑤食費の人件 費支給による 軽減措置			④補足給付 (食費・光熱水費 負担を軽減)		

②医療型個別減免

療養介護を利用する方は、従前の福祉部分負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。20歳以上の入所者の場合で、低所得の方は、少なくとも 25,000 円が手元に残るように、利用者負担額が軽減されます。ただし、市町村民税非課税世帯が対象です。(11 ページ参考資料参照)

③④⑤食費等実費負担についての減免措置

20歳以上の入所者の場合、入所施設の食費・ 光熱水費の実費負担については、53,500 円を 限度として施設ごとに額が設定されることとな りますが、低所得者に対する給付については、費 用の基準額を53,500 円として設定し、食費・光 熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に 25,000 円が残るように補足給付が行われます。 (11 ページ参考資料参照)

なお、就労等により得た収入については、 24,000円までは収入として認定しません。また、 24,000円を超える額についても、超える額の 30%は収入として認定しません。

通所施設の場合は、低所得者、一般1(グループホーム利用者〈所得割 16 万未満〉を含む)の場合、食材料費のみの負担となります。なお、食材料費は施設ごとに額が設定されます。

⑥グループホームの利用者への家賃助成(表4)

表4 家賃の補足給付額

家賃	補足給付額
1万円未満の場合	実費
1万円以上の場合	1 万円

グループホーム(重度障害者等包括支援の一環 として提供される場合を含む)の利用者(生活保 護または低所得の世帯)が負担する家賃を対象 として、利用者1人当たり月額1万円を上限に補 足給付が行われます。

⑦生活保護への移行防止策

前述したような負担軽減を講じても、自己負担 や食費等実費を負担することにより、生活保護の 対象となる場合には、生活保護の対象とならな い額まで自己負担の負担上限月額や食費等実費 負担額を引き下げます。

障がい児の利用負担額は違ってきます。例えば、利用者負担額の上限については、通所施設・ホームヘルプ利用の場合と入所施設利用の場合で上限額が違ってきます(表5)。そのほかは、12ページの参考資料を参照してください。対象には20歳未満の入所施設利用者を含みます。

⑧高額障害福祉サービス費(世帯単位の軽減措 置)

障がい者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む)の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。また、障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。そして、

同一世帯に障害福祉サービスを利用する障がい 者等が複数いる場合、障害福祉サービスと介護 保険法に基づく居宅サービス等を併用する障が い者等がいる場合などで、利用者負担の合計額 が一定の額を超える場合にも同様の給付費が支 給され負担が軽減されます。 2012年4月1日 より補装具に係わる利用者負担も合算軽減が図 られています。ただし、自立支援医療、療養介護 医療、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医 療に係わる利用者負担については、合算の対象 外とされています。(13 ページ参考資料参照)

⑨高齢障がい者の利用負担軽減

障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳になり介護保険サービスに移行すると、利用者負担が増加してしまうという事態を解消するために、2018年4月より、利用者負担を軽減する仕組みが設けられました。対象者は以下の通りです。

- i、65歳際に達する日前5年間にわたり、介護 保険サービスに相当する障害福祉サービス の支給決定を受けていたこと
- ii、65歳に達する日の前日において「低所得」 または「生活保護」に該当し、65歳以降に利 用者負担の軽減の申請をする際にも「低所 得」または「生活保護」に該当すること
- iii、65歳に達する日の前日において障害支援 区分2以上であったこと
- iv、65 歳まで介護保険サービスを利用してこ なかったこと

区 分	世帯収	負担上限額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯	通所施設、ホームヘル プ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

共生社会の実現のために

- ●障害者虐待の類型とその防止に係わるスキームを知り、速やかな通報へ
- ●"Nothing About Us Without Us"の考えを背景とした障害者権利条約
- ●「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供を求められる

● 障害者虐待防止法について

障害者虐待防止法は「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等を鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資すること」を目的としてします。

その定義の中で、「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいいます。また、障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つとしています(表6)。

障害者虐待防止法の中では、虐待防止施策として以下の事を謳っています

1、何人も障害者を虐待してはならない旨の規

定、障害者の虐待の防止に係わる国等の責務 規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定 を置く。

- 2、「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を 発見した者に速やかな通報を義務付けるとと もに、障害者虐待防止等に係る具体的スキー ム(図5)を定める。
- 3、就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務づける。

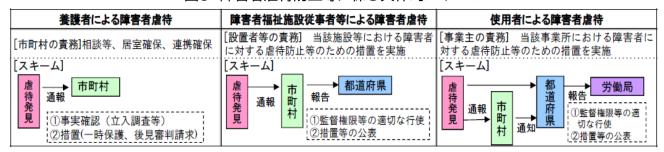
その他、市町村や都道府県、国、地方公共団体、 政府の機能や体制、講ずる措置について下記の ように記されています。

- 1、市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者 虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待 防止センター」・「都道府県障害者権利擁護セ ンター」としての機能を果たさせる。
- 2、市町村・都道府県は、障害者虐待防止等を適 切に実施するため、福祉事務所その他の関係

表6 5つの障害者虐待の類型

①身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、もしくは生じる恐れのある暴行を加え、又は正当な
	理由なく障害者の身体を拘束すること
②放棄·放置	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為
	と同様の行為の放置等
③心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心
	理的外傷を与える言動を行うこと
④性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせる
	こと
⑤経済的虐待	障害者から不当に財産上の利益を得ること

図5 障害者虐待防止等に係る具体的スキーム



機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

- 3、国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係わる経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 4、政府は、障害者虐待防止等に関する制度に ついて、この法律の施行後 3 年を目途に検討 を加え、必要な措置を講ずるものとする。

● 障害者権利条約について

正式には「障害者の権利に関する条約」といい、この条約の目的は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」です。

条約の第2条(定義)では、障害者の人権と基本 的自由を確保するための「必要かつ適当な変更 及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の 負担を課さないもの」を「合理的配慮」と定義して います。これは、例えば車椅子用に段差に渡し板 を敷いたり、窓口で筆談や読み上げ等により理解 を助けたりすること等が当たります。そして、障 害に基づく差別には「合理的配慮の否定」が含ま れます。また、第4条(一般的義務)では、締約国 に障害者に対する差別となる既存の法律等を修 正・撤廃するための適切な措置をとることを求め ているほか、第5条(平等及び無差別)では、障害 に基づくあらゆる差別を禁止することや、合理的 配慮の提供が確保されるための適当な措置をと ることを求めています。この「合理的配慮の否定」 を障害に基づく差別に含めたことは、条約の特徴 の一つとされています。

そして、意思決定過程における障害当事者の関与を第4条で定めています。これらの規定には、いわゆる"Nothing About Us Without Us" (私たちのことを、私たち抜きに決めないで)の考え方を背景として、障害当事者の声を重視するというこの条約の特徴が表れています。

その他に施設・サービス等の利用の容易さ、自立した生活・地域社会への包容、教育、雇用などを含んだ内容になっています。

● 障害者差別解消法について

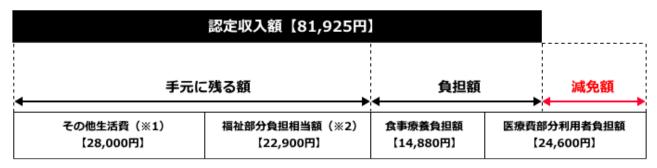
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する 法律(障害者差別解消法)」の目的は、「すべての 国民が障害の有無によって分け隔てられること なく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生 する社会の実現に向け、障害を理由とする差別 の解消を推進すること」としています。その中で、 主に2つの事をこの法律では求めています

- ①「不当な差別的取扱い」の禁止: 国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。
- ②「合理的配慮」の提供:障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)を求めています。

【参考資料】

20歳以上施設入所者等の医療型個別減免例

療養介護利用者(平均事業費:福祉 22.9 万円、医療 41.4 万円)、障害基礎年金 1 級受給者(年金月額 81.925 円)の場合の場合



- ※1 その他生活費
- [1]次のいずれにも該当しない方・・・25,000円
- [2]障害基礎年金1級受給者、60~64歳の方、65歳以上で療養介護を利用する方・・・28,000円
- (3)65歳以上の方・・・30,000円
- ※2 計算上は、事業費(福祉)の1割とする。

20歳以上施設入所者の補足給付例

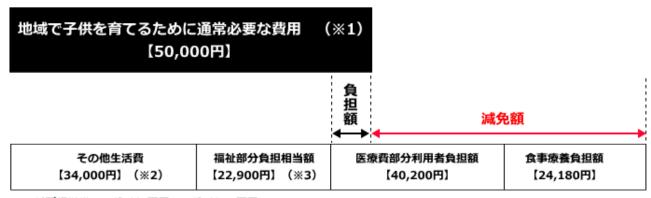
障害基礎年金1級受給者(年金月額81,925円、事業費350,000円)の場合



- ※1 障害基礎年金1級の者はその他生活費(25,000円)に3,000円加算して計算
- ※2 (81,925円-66,667円) ×50%

20歳未満施設入所者等の医療型個別減免例(障がい児)

医療型障害児入所施設利用者(平均事業費:福祉 22.9 万円、医療 41.4 万円)、一般 1 の場合



- ※1 低所得世帯、一般1は5万円 一般2は7.9万円
- ※2 18歳以上は25,000円、18歳未満は34,000円
- ※3 計算上は、事業費(福祉)の1割とし、15,000円を超える場合は15,000円として計算する。

【参考資料】

福祉型障害児入所支援施設入所者の補足給付例

20 歳未満入所者(平均事業費:18.6万円)、一般1の場合



- ※1 低所得世帯、一般1は5万円 一般2は7.9万円
- ※2 18歳以上は25,000円、18歳未満は34,000円
- ※3 計算上は、事業費(福祉)の1割とし、15,000円を超える場合は15,000円として計算する。

障害児通所支援利用者の負担軽減

障害児通所支援については、低所得世帯と一般1は食費の負担が軽減されます。具体的には次のとおりとなります。

所得階層	食費		
低所得	2,860円		
一般 1	5,060円		
一般 2	11,660円 ※軽減なし		

[※]月22日利用の場合。なお、実際の食材料費は施設により設定されています。

児童発達支援の利用者負担

事業費 14.4 万円	利用者負担	食費
低所得	0円	2,860円
一般 1	4,600円	5,060円
一般 2	14,400円	11,660円

医療型児童発達支援の利用者負担

事業費(福祉)4.9 万円			
事業費(医療)4.5 万円	福祉部分	医療部分	食費
低所得	0円	4,500 円	2,860円
一般 1	4,600 円	4,500 円	5,060円
一般 2	4,900円	4,500円	11,660円

【参考資料】

高額障害福祉サービス費(世帯単位の軽減措置)の例

前提

父親 A さん、母親 B さん(障害者)、子供 C さん(障害児)の3人家族で、C さんが障害児通所支援を利用(A さんが通所給付決定保護者)し、B さんが障害福祉サービス及び補装具を利用(B さんが支給決定障害者及び補装具費支給対象障害者等)する場合であって、世帯の高額費算定基準額 X が 37,200 円である場合。

高額費は、利用者負担世帯合算額と高額費算定基準額の差額を支給対象とする

合算の 仕組み

利用者負担世帯合算額 Y 80.000 円(①+②+③)

 ①障害児通所支援に係る
 ②障害福祉サービスに係る
 ③補装具に係る

 利用者負担 30,000 円
 利用者負担 20,000 円
 利用者負担 30,000 円

※この事例における改正後の高額費支給対象額は 42,800 円(Y-X)

支給額

A さん又は B さんに対する支給額は、高額費支給対象額を通所給付決定保護者按分率、支給決定障害者等按分率(A さん、B さんに係る利用者負担を利用者負担世帯合算額でそれぞれ除して得た率)で按分した額とする。

A さんに支給される高額障害児通所給付費 42.800 円×①/Y=16.050 円

B さんに支給される高額障害福祉サービス等給付費 42,800 円×(②+③)/Y=26,750 円

- ※高額費算定基準額は、従来と同様、市町村民税課税世帯は 37,200 円、それ 以外は 0 円とする。
- ※一人の障害児の保護者が障害福祉サービス、障害児通所支援又は指定入所支援のうちいずれか 2 つ以上のサービスを利用する場合、その負担上限月額は利用するサービスの負担上限月額のうち最も高い額とする特例を設ける。